

航空法の改正について

令和3年8月11日
国土交通省 航空局

背景・課題

- コロナ禍からの航空需要の回復や将来の増大、国際的なイベントの実施等を見据え、旅客等の安全を確実に確保する必要。
- 保安検査に係る以下のような課題を踏まえ、**航空機に搭乗する旅客に確実に検査を受検させる仕組み等が必要。**

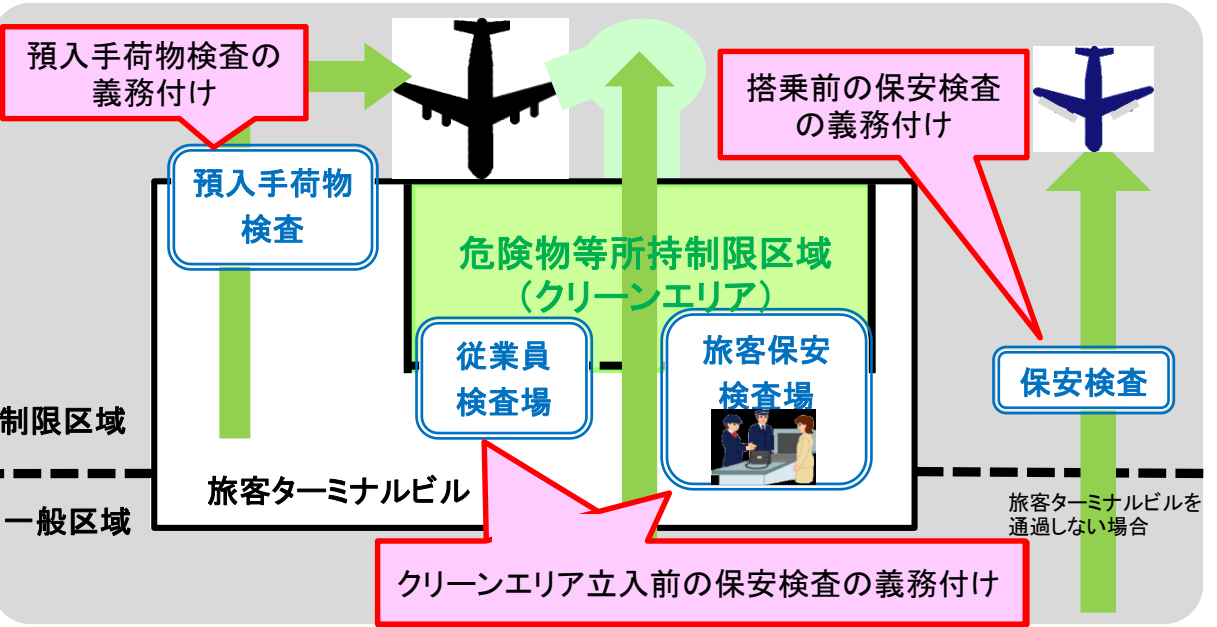
①保安検査の明確な法的位置づけがなく、旅客の協力を得にくい、毅然とした姿勢で検査に臨みにくい

②検査の確実な実施や事案への迅速な対応のため、複数の関係者による連携強化や国のリーダーシップの強化が急務

③離職率の高い検査員人材の確保・育成や今後の航空需要の増大に対応した検査の高度化など、**保安検査の現場における量的・質的向上が課題**

①保安検査等の法律上の根拠・保安職員の権限の明確化

- 旅客等に対し航空機搭乗前の**保安検査の受検義務付け**（未受検の場合には**罰則**）
- **預入手荷物検査の義務付け**
- **保安職員が職務遂行のための指示を出す権限を明確化**
（指示に従わず職員の職務が妨害された場合は**業務妨害罪**の対象）



②ハイジャック・テロ等の防止に関する国の役割の明確化・関係者間の連携強化

- 国土交通大臣は「**危害行為防止基本方針**」を策定。航空保安対策全体を**主体的にマネジメント**。
【危害行為防止基本方針】
 - 国が実施すべき施策
 - 関係者（空港会社、航空会社、検査会社等）が講ずべき措置
 - 国や関係者の連携協力確保
 - 保安検査等の実施体制強化・検査能力向上 等
- 基本方針に基づき、国土交通大臣は関係者に対し**指導、助言**

③保安検査の量的・質的向上のための措置

- 保安検査等の業務の受委託に係る**基準策定**
- 保安検査等の実施主体と業務受託者に対する**報告徴収・立入検査、改善命令**
- ※制度面以外の点でも、先進機器の導入推進、検査員の労働環境改善のための官民での検討等の取組を継続的に実施（基本方針に記載）

1 危害行為防止措置関係（法第131条の2の2、法第131条の2の3関係）

国が「危害行為防止基本方針」を策定し、各関係者については、同方針に紐づいた必要な措置（危害行為防止措置）を講じる必要があるところ、以下項目について航空法施行規則（以下「省令」という。）にて定める。

① 措置を講じる者

危害行為の防止のための措置を講じる者を定める

② 指示権限を付与される職員の要件

空港等の設置者等が指定した職員については指示権限（危害行為の防止のための措置のために必要な行為をすること又は当該措置を妨げる行為をしないことを指示できる権限）が付与されることになるので、その職員を(A)誰が、(B)どのような基準で指定するかを定める。

③ 身分証の様式

当該職員が正当な職務権限に基づき指示を行うものであることを判別できるような措置を定める（身分証の様式等）

2 保安検査関係（法第131条の2の5関係）

何人も保安検査を受け、持ち込みを制限することが必要な物件を所持していないことが確認されなければ、危険物等所持制限区域内に立ち入ることができない又は航空機に搭乗することができないと定めているところ、以下項目について、②～④については基本的には現状を踏襲しながら、省令で定める。

① 危険物等所持制限区域の指定に関する協議の手続 ② 持ち込みを制限する物件

③ 保安検査を行う者 ④ 保安検査を受ける必要がない者 ⑤ 保安検査の受委託基準

3 預入手荷物検査関係（法第131条の2の6関係）

航空運送事業を営業者又は法第130条の2の許可を受けた者は、旅客の預入手荷物について、航空機への積載が不可な物件が含まれていないことが確認されなければ、当該手荷物を航空機に積載してはいけないことを定めているところ、以下項目について、①～③については基本的には現状を踏襲しながら、省令で定める。

① 航空機への積載を制限する物件 ② 預入手荷物検査を行う者

③ 預入手荷物検査を受ける必要がない者 ④ 預入手荷物検査の受委託基準

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。(衆)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。(参)

- 危害行為防止基本方針においては、ハイジャック・テロ防止対策は、国家安全保障上重要な対策と位置付け、国が責任をもって主導的な役割を果たすものであることを明確に示すとともに、その責任を果たすよう努めること。また、危害行為防止基本方針の策定や変更に当たっては、関係者の意見を十分に踏まえた上で検討すること。そのため、保安検査に関する有識者会議を継続し、関係者の議論の場を設定すること。(衆)(参)
- 保安検査の実施に当たっては、保安検査の確実性と旅客の利便性との両立を図るため、保安検査員の処遇の改善及び保安検査の質の高度化等の保安対策強化に必要な措置を講じること。また、旅客等に対し、保安検査の受検の義務付け及び妨害行為等の場合の罰則について十分な周知を図ること。(衆)(参)
- 保安検査における国、地方公共団体、空港会社、航空会社、保安検査会社等の役割分担の見直しについて、諸外国との比較を十分に行い、期間を定めて検討を行うこと。(衆)(参)
- 保安検査の適正な費用負担の在り方について、早期に見直しを検討すること。特に、航空会社も費用を負担している現在の制度では、民間企業の経営状況でその費用に影響が生じる可能性があることを十分に考慮し、検討を進めること。(衆)
- 旅客から徴収している保安料については、その位置付けや意義を明確にした上で、旅客に対し周知を行うとともに、保安料の引き上げが必要な場合には、引き上げの意義や必要性について旅客等に丁寧な説明を行うこと。(衆)
- 保安検査の適正な費用負担の在り方について、旅客から徴収している保安料の意義や位置付け、水準の見直しの必要性も含めて、早期に見直しを検討すること。特に、航空会社も費用を負担している現在の制度では、民間企業の経営状況でその費用に影響が生じる可能性があることを十分に考慮し、検討を進めること。(参)